

千歳市手話言語条例の概要

目的（第1条）

手話に対する理解の促進・手話の普及に関して、以下の事項を定め、《市民がお互いに支え合い、安心して共に生きることのできる地域社会》を実現することを目的としています。

基本理念（第2条）

《手話が言語であること》を前提に《ろう者とうろ者以外の人々が意思疎通を円滑に行えるよう、お互いを尊重し合うこと》を基本として、手話に対する理解促進・普及が行われなければならないことを定めています。

市の責務（第3条）

市は《手話に対する理解を広げるための施策》、《手話を使用しやすい環境づくりのための施策》を総合的かつ計画的に推進します。

市民の役割（第4条）

市民は、手話に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者の役割（第5条）

事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるほか、ろう者が働きやすい環境づくりのため、手話による意思疎通に配慮するよう努めるものとします。

施策の推進（第6条）

市は、次の施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

- （1）手話に対する理解の促進と普及を図るための施策
 - （2）手話による意思疎通と情報の取得がしやすい環境づくりのための施策
 - （3）手話通訳者の確保と養成をはじめとする手話による意思疎通支援のための施策
 - （4）前3号のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 市がこれらの施策を推進するにあたっては、ろう者や関係者の意見を聴き、尊重するよう努めるものとします。

親指、人差し指と小指を立てる
写真のサインは、
“I love you” を意味しています。

長 い歳月を経て、手話言語の認識に対する機運は世界的に高まります。平成18年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、《「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう》と定められました。《手話は言語である》ということです。日本においても、23

年に改正された「障害者基本法」に《言語（手話を含む）》と記され、初めて法的に認知されました。さらに現在では、手話に対する理解を広げるとともに、聴覚に障がいのある方が地域社会で不便や不安を感じずに手話を使うことができる環境の整備を進めるため、全国の自治体で、《手話言語に関する条例を制定する動き》が急速に広まっています（4月13日現在で178件／日本ろうあ連盟調べ）。そして千歳市においても、3月8日付けで手話言語条例が制定されました。

音 声を使ってコミュニケーションをとることと同じように、聴覚に障がいのある方にとって、手話は欠かすことのできない《言語》といえます。「千歳市手話言語条例」では、《言語はお互いの気持ちを理解し合い知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものです。（中略）手話もまた欠くことのできない言語》と定めています。市は、手話が言語であるという認識のもと、手話の理解と広がりをもって、地域で支え合い、安心して共に生きることができるよう目指します。

安心して手話を使えるまちへ

千歳市手話言語条例が制定されました

特集

今年3月8日に、「千歳市手話言語条例」が制定されました。《手話言語》という言葉は、聞き慣れない方も多いかもしれませんが、現在、全国の自治体で制定が進んでいる。《手話は言語である》という理念に基づく条例です。使える・使えないは別として、《手話》は、多くの方が知る、かつて、ろう学校では、手話の使用が認められていなかった時代があることを存じですか。今月の特集では、手話の歴史をひもときながら、手話を使う方の思いなどを通じて、条例の必要性やあらましなどを紹介します。



手話の歴史 手話Ⅱ言語ということ

聴 覚に障がいのある方は、どうやって手話を学ぶと思いますか」と問われたら、皆さんはどう答えますか。おそらくほとんどの方は、「ろう学校（聴覚に障がいのある子どもを対象とした学校）で学ぶ」と答えるのではないのでしょうか。現在、ろう学校の多くは手話教育を取り入れている状況にありますが、かつて《ろう学校で手話の使用が認められていなかった時代がある》ということは、あまり知られていません。聴覚に障がいのある方のコミュニケーション手段の1つに、口の形を読み取って内容を理解する《口話》という手法があります。ろう学校の生徒が日本語を学ぶためには、口話がより効果的という考えのもと、昭和8年に、当時の文部大臣が《口話教育を推進する訓話》を発表しています。国の口話教育推進の背景で、手話は、当時《手まね》と呼ばれ、ろう学校の教育に取り入れられることなく、教

手話との出会い・そして、これから

手話言語条例に 寄せる思い

手話を使うお2人に
お話を聞きました

【佐藤（写真左）】私は、生まれたときから耳が聞こえません。特に社会に出てから、職場でのコミュニケーションなどで、壁を感じていました。ろう学校で習った《口話》では、皆の言っていることを半分理解できれば良い方です。約30年前、バスの中で、ろう者の女性に出会いました。彼女は手話を使って話しかけてきましたが、そのころの私は手話がわかりません。ろう者同士であっても、十分なコミュニケーションをとれないことにショックを受けました。彼女に誘われ、「千歳手話の会」

に参加するようになったことが手話との出会いでした。【川北（写真右）】私は、もともと病院で勤務していました。聴力に障がいのある方の多くが、医療者とのコミュニケーションに苦労されているのを見て、少しでもお役に立てることはないかと思い、「市民手話講座」を受講したことが手話との出会いです。

学んだ手話を通して、聴力に障がいのある方と直にお話しすると、皆さんが日ごろ感じている、コミュニケーションに対する不安をより深く知るようになりました。そんな不安を少しでも取り除くことができるよう、手話通訳者として活動しています。

【佐藤】私は手話でコミュニケーションがうまくとれるようになって、気持ちがすごく楽になりました。しかし一方で、手話を使える相手は、限られていますし、聴力に障がいのある方すべてが手話を使えるわけではありません。手話を使って会話していると、知らない方から白い目で見られるなど、偏見を感じることもあるのです。

今回、関係団体の地道な活動が実を結び、条例の制定が実現したことを本当に喜ばし

PROFILE

かわきた みゆき 川北 美由紀 さん

千歳市社会福祉協議会
専従手話通訳者

自ら手話通訳を行うほか、市役所や病院、企業、学校など、さまざまな場所に通訳者の派遣を行うコーディネーターとして勤務する。



さとう よしのり 佐藤 義典 さん

千歳聴覚障害者協会 会長

聴覚に障がいのある方の権利を守り、手話を広めるための活動を続ける。平成28年から千歳市障がい者地域自立支援協議会の手話言語条例専門部会に参加し、条例制定に尽力した。



Q 手話通訳の利用方法を教えてください。
A 市内で手話通訳を必要とするときは、手話通訳者の派遣を利用できます。病院受診や雇用関係、講演会など、あらゆる場面に派遣を行っています。
【利用料】 無料（通訳者の入場料や参加料などは申込者負担）
【申込方法】 申請書（指定用紙）を持参かFAX※申請書は、社会福祉協議会の窓口・ホームページから入手可。
※聴覚に障がいのある方の依頼を受け、社会福祉協議会の窓口では、電話内容の手話通訳も行っています。
Q 手話を勉強してみたいのですが…。
A 「千歳市手話講座」を受講してみませんか。現在は、初級と中級の受講生を募集しています。詳細は、今月の広報ちとせ15ページの「たうんがいど」をご覧ください。

手話のあれこれ Q&A

「手話を使うことが 《普通》の社会へ」



く思います。これをきっかけに、手話への理解がもっと広まり、手話を使うことが《普通》の社会になってほしいですね。障がいの有無に関わらず、皆が手話を使えるようになることが理想ですが、それは大変難しい。ですから、さまざまな場面で、《手話通訳》の利用を認めていただくことが必要だと感じています。

【川北】手話通訳者を派遣するときに感じることは、通訳者の受け入れに抵抗がある事業

大切なのは わかり合おうとする気持ち

市内には、約250人の聴覚に障がいのある方が居住しています（平成29年3月末時点）。聴覚に障がいのある方のすべてが手話を使用するわけではありません。まったく聞けない（全ろう）方もいれば、補聴器などを用いて、会話を聞くことができる（難聴）の方もいます。

手話をコミュニケーションの手段として使用している方は、全国で5万人程度といわれています。すべての人が円滑なコミュニケーションを図るためには、適切な手段を選択できる環境整備が必要です。もし、皆さんの目の前に聴覚に障がいのある方がいて、お互いにわかり合いた

いという思いがあったなら、どのような手段をとりますか。身ぶり手ぶりや筆談で、自分の気持ちを伝えるように努めるのではないのでしょうか。相手が手話を使う方なら、手話通訳を利用することや、自ら手話を学ぶことは、お互いにわかり合うための《一歩》を確実に後押ししてくれるでしょう。

「千歳市手話言語条例」では、市の責務として、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使用しやすい環

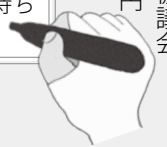


境づくりのため施策を進めることとしています。今後、市は、手話を使う人も、使わない人も、安心して地域で生活できるよう、《手話を使いやすい・手話による情報が入手しやすいまちづくり》を進めます。障がいの有無に関わらず、多様性を尊重し、わかり合おうとする気持ちをもつことが何よりも大切です。条例に対する皆さんのご理解をお願いします。

手話通訳のほかにも…

要約筆記を ご存じですか？

要約筆記は聴覚に障がいのある方などに、音声情報を文字で伝える方法です。千歳要約筆記の会「やませみ」では、活動に興味のある方の見学をお待ちしています。



また、市内には、手話サークルもありますのでぜひご参加ください。

- 千歳手話の会
【とき】毎週水曜 19時～20時30分
【会場】社会福祉協議会
【会費】年額3500円
※小・中学生は2000円
- 手話サークルしらかば
【とき】毎週木曜 10時～12時
【会場】社会福祉協議会
【会費】月額300円

■手話言語条例に関するお問い合わせ

保健福祉部 障がい者支援課 障がい福祉係
☎(24)0327 ☎(22)8851

■手話通訳・手話講座・手話サークル・
要約筆記に関するお問い合わせ

千歳市社会福祉協議会 総務課 ボランティア係
☎(27)2525 ☎(27)2528
HP <http://www.chitose-shakyo.or.jp/>